

茨城県働き方改革優良(推進)企業認定制度

働き方改革に取り組む企業のための認定制度が始まります！



茨城県では、すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を認定し、人材を確保しやすい環境となるよう支援します。

認定のメリット

- 茨城県の求人情報サイトの特集ページに「働き方改革優良企業」として掲載され、**貴社の魅力を県内外に広くアピール**できます。
- 働き方改革優良認定企業であることをホームページや採用ページ、求人票等で積極的にアピールいただくことで、**人材確保・人材定着の促進**が期待できます。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

認定の流れ

- 「仕事と生活の調和推進計画」の届出 及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録
※詳細は、「申請方法」の項目をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、合計点が26点以上
（従業員数100人以上の場合は30点以上） ※1～3は基本項目、4・5は加点項目

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、合計点が30点以上
（従業員数100人以上の場合は35点以上）

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付
※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：認定の有効期間 ③：働き方改革の取組内容

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。
※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課HP（下記URL）をご覧ください。

- ①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）
- ②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）
- ③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、下記URLよりダウンロードしてください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

※「仕事と生活の調和推進計画」の届出（<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/keikaku.html>） 及び
「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録（<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/danjo/suishinkaigi-kaiinbosyu.html>）
がお済みでない場合は、別途、手続きをしてください。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先

- 下記あてに郵送または持参にてご提出ください。

茨城県産業戦略部 労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 県庁舎 16階

※到着後、運営委託先（セキショウキャリアプラス）より、お電話にて到着確認のご連絡を差し上げます。

運営委託
お問合せ

株式会社セキショウキャリアプラス 企画・運営チーム
〒305-8515 茨城県つくば市東新井12-2
MAIL/kigyo-shien@sekisho-career.co.jp

TEL 029-860-5080
（受付：平日9:00～18:00）